

本件を上告審として受理しない 反テロリスト裁判で 最高裁判断

組合員のみなさん 国労・ユニオン組合員のみなさん

いわゆる「反処分・反テロリスト裁判」で J R 東海会社は、高等裁判所が下した、私たちの勝利判決を不服として最高裁判所に上告受理の申立てをしていました。会社の申立てに対して最高裁は、10月12日「受理すべきものとは認められない」「本件を上告審として受理しない」ことを決定しました。

このことによって高等裁判所の判決が確定し、東海労の勝利が決定しました。

この裁判は06年12月に、会社が過去に行った不当労働行為を謝罪する掲示を確認するため、萩原本部委員長（当時）と共に組合員4名が東二輪を訪れたことを西原所長（当時）が掲示で「テロリスト的な行為」、同行した組合員は「その行為に荷担した」とされたこと、及び処分は不当だとしていたものです。

処分の取消は出来なかったものの当然、私たちをテロリスト扱いしたことが名誉毀損であることを地裁も高裁も認めました。しかし会社は、その判決を不服としていたのです。

『一前略一 本件所長書面の内容は、事件発生日時及び当所の所員が「この日に休みであった」こと、無断入室者が「3名」であったことを具体的に記述しながら、立ち入り行為の目的、内容、具体的な行為者の特定事項を理解させる記載なしで、「大声で騒いで業務妨害に及ぶ」「身の危険を感じた」「事なきをえた」「事件の悪質性」など後半の「テロリスト的」という表現の前提となる評価的表現によって構成されているものであるから一後略一』（高裁の判決理由 「当裁判所の判断」より一部抜粋）

会社が、東海労組合員をテロリストに仕立て上げてでもぶっ潰そうという意図があらためてハッキリしました。

葛西会長以下の経営責任者と、当面は西原前所長に代わって松本所長が謝罪しなさい、と皆で言いましょ